

## 空き家・空き地は適正に管理しましょう

火災が発生しやすい時期を迎えています。放火や自然発火などによる空き家などの火災は、発見が遅れることが多く、隣家を巻き込むなど大火災になる可能性が高くなります。

燃えやすいもの(枯草やごみなど)の散乱や管理されていない家屋が放火の標的になりやすいといわれています。火災を未然に防ぐために次のことに注意してください。

### 空き家の管理

- むやみに人が入れないよう施錠しましょう
- 燃えやすいものを周囲に置かない(放置しない)ようにしましょう
- ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油など)は片づけましょう

### 空き地の管理

- 枯れ草は刈り取り、処分しましょう
- 木くず、紙くずなどの燃えやすいものは置かないようにしましょう
- むやみに入れないようフェンスなどで周囲を囲みましょう

また、屋外の蛇口の配管が凍結し破裂する恐れがあります。水道管の破裂に気付かず水漏れの被害を防ぐため元栓(バルブ)を閉め蛇口を開けて水を抜いてください。

空き家や空き地をお持ちの方は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理しましょう。

▶問い合わせ 建築開発課建築指導担当(内線5616)

## 相続おしかけ講座を利用しませんか

空き家所有者の大半は相続をきっかけとして空き家を引き継いでいます。住む予定がなく放置されがちな空き家の発生を抑制するため、「相続おしかけ講座」を実施しています。「自分に何かがあったとき」「認知症になったとき」家族に負担をかけないためにできることを学びませんか。

本講座は、司法書士・行政書士が相続や認知症への備えや住宅を相続する際のことなど、相続の視点で空き家対策の必要性を分かりやすく説明します。講師派遣にかかる費用は無料です。自治会やいきいきサロンなど、団体に申し込みください。

▶問い合わせ 建築開発課建築指導担当(内線5616)

## 空き家等バンクに登録しませんか

市では、空き家・空き地を売りたい・貸したい方から提供を受けた物件の情報を登録し、市ホームページで広くお知らせし、「売りたい(貸したい)方」と「買いたい(借りたい)方」双方の橋渡しを行っています。なお、物件の活用相談や契約交渉などの仲介は、市と協定を締結している「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部」に属する業者が行うので安心です。

### ポイント1

住宅に限らず全ての建築物と空き地が対象(ただし農地を除く)

### ポイント2

現在使用している物件でも近く使用されなくなる予定の物件も受付可

### ポイント3

状態が良くなくても、不動産のプロが活用相談に応じます

### 空き家・空き地を売りたい・貸したい方

活用相談、登録申請ができる方は、空き家などに係る所有権その他の権利により空き家などの売却、賃貸などを行うことができます(宅地建物取引業者を除く)。

▶申請方法 申請前に相談を受ける必要があります。活用相談申請書および活用相談カードに必要事項を記入し、直接または郵送により建築開発課へ提出してください。

※提出書類は同課で配布している他、市ホームページからも入手できます。

### ▶活用相談および登録ができる空き家など

【空き家】市内に所在する建築物その他の工作物および敷地であり、現に使用されていないものや近く使用されなくなる予定があるもの

【空き地】市内に所在する土地であり、現に使用されていないものや近く使用されなくなる予定があるもの(市街化調整区域内の農地を除く)

### 利用を希望する方

▶申請方法 利用申請書に必要事項を記入し、利用する方の本人確認書類の写しを添付して、持参または郵送により同課に提出してください。

※提出書類は同課で配布している他、市ホームページからも入手できます。

### 注意事項

- ①物件に関する交渉および売買、賃借などに係る契約は媒介業者が行うものとし、市は関与しません。
- ②交渉や契約などに関する一切の疑義、紛争などは当事者間で解決してください。
- ③契約成立時に仲介手数料が発生します。

▶問い合わせ 同課建築指導担当(内線5616)

## 固定資産税・都市計画税は1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

### 《登記家屋》

①法務局への手続きが完了している場合

法務局から市役所に通知 → 現地確認 → 課税台帳から削除

②法務局への手続きが完了していない場合

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 → 課税台帳から削除

### 《未登記家屋》

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 → 課税台帳から削除

これらの手続きが行われない場合には、家屋の取り壊しが確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布する他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線234)



## 災害ハザードエリアにおける開発抑制に関する都市計画法が改正されました

国では、近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、都市計画法を改正し、市街化調整区域の災害リスクが高いエリアにおける住宅などの開発許可を厳格化します。

### 1.市街化調整区域の開発の厳格化

条例で開発可能な区域を定める場合には、原則として浸水ハザードエリア等を含めてはならないことになりました。

※「浸水ハザードエリア等」とは、水防法による浸水想定区域のうち、洪水が発生した場合に、建物の倒壊、浸水により住民などの生命および身体に著しい危害を生じる恐れがある区域をいいます。

## 市有地の売却価格を改定しました

市が保有する土地(4物件)について、一般競争入札により売却します。市民に限らず、どなたでも参加することができます。「一般競争入札」とは、購入希望者が入札に参加し、市があらかじめ定めた最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。

### ▶売却物件

物件番号	所在	登記地目	地積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)	
1	長野4丁目10番5	宅地	126.59	新	2,876,000
				旧	<del>3,848,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)
2	長野4丁目19番6	宅地	226.21	新	5,067,000
				旧	<del>6,515,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)
3	棚田町1丁目49番1	宅地	157.99	新	7,181,000
				旧	<del>9,388,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)
4	中央8番4	宅地	102.41	新	3,233,000
				旧	<del>3,984,000</del> (旧価格公表日 平成26年11月1日)

### ▶要領等入札関係資料の配布期間

11月24日(水)~令和4年1月7日(金)  
※土・日曜日、祝日および年末年始(12月29日(水)~令和4年1月3日(月))を除く

### ▶要領等入札関係資料の配布場所

財産管理課(市ホームページからダウンロード可)

### ▶その他 申込期間や入札参加方法など

詳細は、要領を必ずご確認ください。

▶問い合わせ 同課ファシリティマネジメントグループ(内線311)

